中小企業コスト上昇対策支援金交付要綱

（目的）

第1条　燃料費、電気料金、ガス料金、原材料費、物流費等のコスト上昇の影響を受ける市内中小企業者等（農林水産事業者等の個人事業主を含む、業種制限なし）の事業継続及び経営安定化を支援するため、「中小企業コスト上昇対策支援金」（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

（支援金の交付対象者）

第2条　支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

（1）別表1に掲げる対象事業者区分のいずれかに該当する事業者又は個人事業主であること。

（2）北九州市内に本社、支店、営業所、工場等の事業所を有し、今後も事業を継続する意思がある者であること。ただし、個人の農林水産事業者は、市内に居住する者に限る。

（3）株式会社等の法人にあっては、発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が中小企業者以外の会社により保有されていないこと。

（4）エネルギー価格、原材料、物流費等の高騰により事業活動に影響を受けており、令和8年3月以降の任意の1か月について、売上高又は売上総利益（粗利）が前年同月と比較して20%以上減少していること。

（5）市税の滞納その他の市に対する債務不履行がある等、支援金の交付が適当でないと認められる者でないこと。

（6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（7）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（8）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者でないこと。

（9）宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。

（10）その他市長が支援金の趣旨に照らして不適切と認める者でないこと。

（支援金の額及び交付回数）

第3条　支援金の額は、1事業者あたり10万円とする。

2　支援金の交付は、同一事業者につき1回限りとする。

（交付申請）

第4条　支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に、市長が指定する書類を添えて、別に定める募集期間内に提出しなければならない。

2　前項の規定による申請は、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法又は郵送によるものとする。

（電子情報処理組織による申請等の取扱い）
第5条　前条第2項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請が行われたときは、当該申請を書面により行うものとして規定した同条第1項の規定による書面により行われたものとみなす。
2　前項の規定により行われた申請は、市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

（交付決定及び交付）
第6条　市長は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付決定を行い、申請者に対して支援金を交付するものとする。
2　前項の規定による交付決定の通知は、指定された口座への支援金の振込みをもって代えることができる。
3　市長は、審査の結果、不交付と決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（不備案件等の補正）
第7条　市長は、申請内容や添付書類に不備又は疑義があると認めたときは、申請者に対して補正又は理由の明示を求めることができる。
2　申請者が指定された期日までに補正又は理由の明示を行わない場合、市長は当該申請を取り下げたものとみなすことができる。

（交付決定の取消し）
第8条　市長は、支援金の交付決定を受けた者（以下「受給者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、取消しにより受給者に損害が生じた場合であっても、市長はその損害の責めを負わない。
（1）偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
（2）第2条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
（3）別に定める宣誓及び同意事項に反する事実があったとき。
（4）その他この要綱の規定に違反したとき。
2　市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、速やかにその旨を受給者に通知するものとする。

（支援金の返還等）
第9条　市長は、前条第1項により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部

分に関し、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2　市長は、偽りその他不正な手段によらず、交付申請の不備、誤認その他の理由により交付されたときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3　前2項の期限は、返還の通知を発した日から20日を超えない範囲で定めるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第10条　第8条第1項による取消しを受け、前条第1項により支援金の返還を命ぜられた者（以下「返還義務者」という。）は、当該支援金の受領の日から納入の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納入した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額とし、当該支援金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について年10．95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納入しなければならない。ただし、違約加算金の金額が10円未満であるときは、この限りでない。

2　前項により違約加算金を納入しなければならない場合において、返還義務者の納入した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納入金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

3　返還義務者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納入しなかったときは、納期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について年14．6パーセントの割合で計算した延滞金を市に納入しなければならない。ただし、延滞金の金額が10円未満であるときは、この限りでない。

4　前項の場合において、返還を命ぜられた当該支援金の未納額の一部が納入されたときは、納入の日の翌日以後、当該期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納入額は、その納入金額を控除した額によるものとする。

（関係書類等の保存）

第11条　受給者は、支援金の交付に係る関係書類及び帳票類を、支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（現地調査等）

第12条　市長は、支援金の適正な交付を確保するため必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な報告を求め、又は職員に現地調査を行わせることができる。

2　受給者は、前項の規定による報告の求め又は現地調査に応じなければならない。

（振込先口座の指定）

第13条　受給者が指定できる振込先口座は、受給者本人の名義である口座に限るものとし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める名義の口座でなければならない。

（1）法人　当該法人の名義（法人の名称が記載された口座）

（2）個人事業主（農林水産業者を含む。） 受給者本人の氏名が含まれる名義（受給者個人の名義、又は屋号若しくは事業所名に受給者本人の氏名が併記された名義の口座）

2　前項の規定にかかわらず、受給者以外の第三者名義（家族、役員個人、株主名義等を含む。）の口座への振込みは認めない。ただし、受給者の死亡、破産手続開始の決定その他市長がやむを得ないと認める特別な事情がある場合は、この限りでない。

（委任）

第14条　この要綱の施行に関し必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年11月1日から施行する。

（別表1）

業種分類	定義
1　製造業、建設業、運輸業、その他（次号から第7号までに掲げる業種を除く。）	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業主
2　卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人事業主
3　サービス業（ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く。）	資本金の額または出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人事業主
4　小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人事業主
5　ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 900 人以下の会社及び個人事業主
6　ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業主
7　旅館業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 200 人以下の会社及び個人事業主
8　医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が 300 人以下の者
9　学校法人	常時使用する従業員の数が 300 人以下の者
10　財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）	上記1～7の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
11　特定非営利活動法人	上記1～7の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
12　農林水産事業者	農林水産業を営み、市内に事業所を有する法人又は市内に居住する個人の者 ただし、農業者及び漁業者は、以下の条件を満たす者とする。 ・農業者：農産物売上（収入）が50万円以上の農業経営体（ただし、創業特例に該当する農家を除く）。 ・漁業者：漁業協同組合の組合員である者。

※上記表の記載にかかわらず、次のいずれかに該当する者は支援金の交付対象外とします。

1　国、地方公共団体、本市が出資金・基本金等の 25%以上を出資又は出えんしている団体

2　地方独立行政法人、一部事務組合、広域連合その他これらに準ずる公的機関

3　本市が実施する社会福祉施設等物価高騰対策支援金の受給者